

コーポレートガバナンス・コードの改訂について

2026年4月10日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

金融庁及び東京証券取引所が事務局を務める「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（以下、「コード改訂に関する有識者会議」といいます。）における、コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の改訂案の取りまとめ（※）を踏まえ、所要の上場制度の見直しを行います。

※ 改訂の趣旨等については、「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」（別紙1）をご参照ください。

II 概要

項目	内容	備考
1. コードの改訂	<ul style="list-style-type: none">コード改訂に関する有識者会議において、コードの改訂案が取りまとめられたことを踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を別紙2のとおり改訂するものとします。	<ul style="list-style-type: none">上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「CG報告書」といいます。）を、準備ができ次第、2027年7月末日までに提出するものとします。
2. コンプライ・オア・エクスプレイン	<ul style="list-style-type: none">上場内国会社は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をCG報告書において説明する」ものとします。<ul style="list-style-type: none">a. スタンダード市場及びプライム市場の上場会社	<ul style="list-style-type: none">※ 補充原則の廃止に伴い、コンプライ・オア・エクスプレインの対象範囲を見直すものです。

項 目	内 容	備 考
	基本原則・原則 b. グロース市場の上場会社 基本原則	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2026年7月を目途に実施します。
- ・ 改訂後のコードの内容を踏まえたCG報告書の提出期限については、1. の備考をご参照ください。

以 上